

公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理委員会規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第17号

公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理委員会規程

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学における理事長が指定する化学物質その他これに類するもの(以下「特定化学物質」という。)の管理について調査審議するため、学長の下に公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。

- (1) 公立大学法人神戸市看護大学動物実験委員会委員のうち学長が指名するもの
- (2) 学長が指名する教員(前号の教員を除く。)
- (3) 総務・施設担当理事が指名する職員(前2号の教員を除く。)

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第2号及び第3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

- 2 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 委員長及び委員は、自己の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

7 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定化学物質に係る入手、使用、保管、廃止等の管理の適正化に関する事項
- (2) 特定化学物質の安全管理に係る対策、教育及び調査に関する事項
- (3) 特定化学物質により発生した事故の原因調査及びその対策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定化学物質に関する事項

(議事録の作成)

第8条 委員長は、委員会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教務学生課教務係において、処理する。

(施行細則の委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2021年10月1日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

2 この規程の公布の日以後に任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、2023年3月31日までとする。